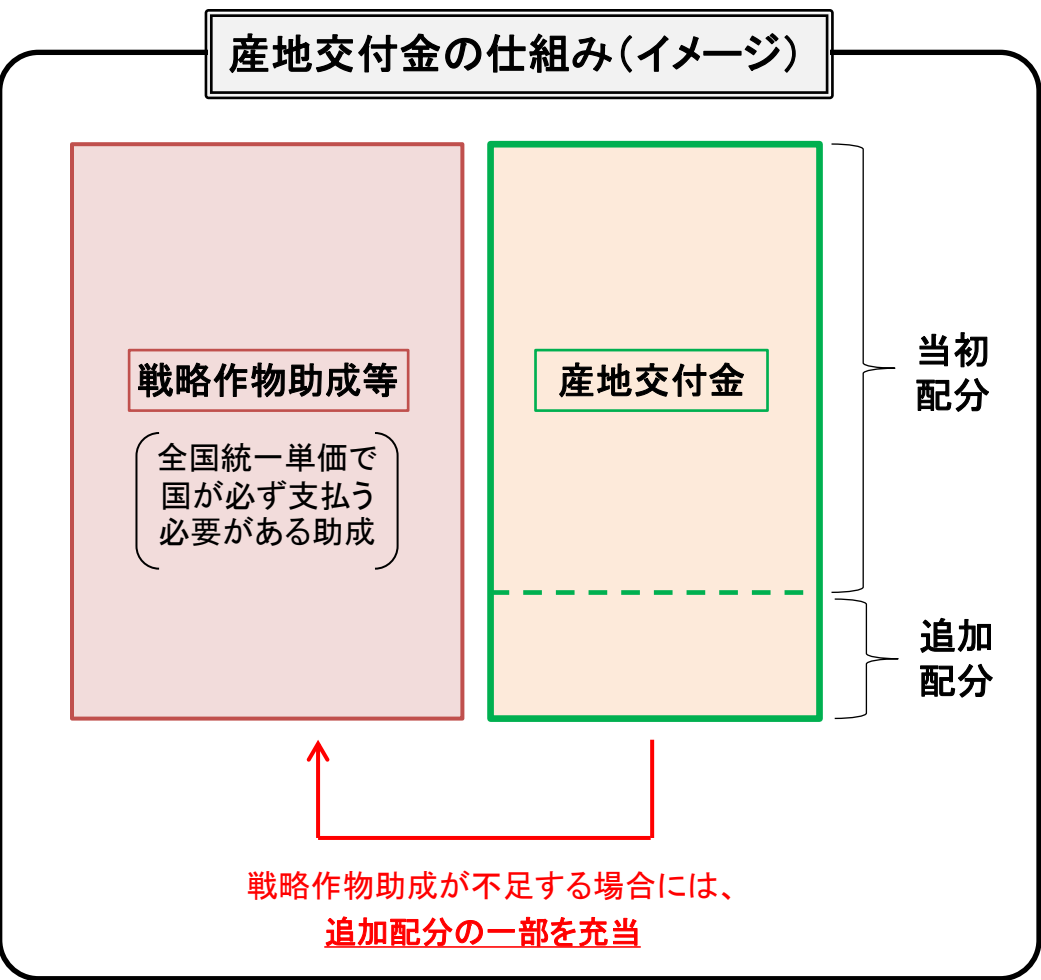


産地交付金の運用について（令和5年度）

- 令和5年度の産地交付金の当初配分は、各都道府県の前年度の当初配分額を基本としつつ、各都道府県における作付転換の実績や計画に応じて配分額を調整（当初配分の1割程度）することとしたい。
- なお、追加配分では地域の取組に応じた配分を行った上で、戦略作物の作付が拡大した際には、その残余の一部を戦略作物助成の支払いに充当し、更に財源のある場合、当初配分の1割を目途に追加配分を行うこととしている。



- 令和5年度の配分方法
1. 当初配分(令和5年1月頃に内報、4月に配分)
 - ・ 各都道府県の前年度の当初配分額を基本としつつ、各都道府県における作付転換の実績や計画に応じて配分額を調整(当初配分の1割程度)
 2. 追加配分(令和5年10～11月に配分)
 - ・ 以下の取組に応じて、各都道府県に追加配分(地域の取組に応じた配分)
 - ① そば、なたね、新市場開拓用米、地力増進作物（2.0万円/10a）
 - ② 新市場開拓用米の複数年契約（1.0万円/10a）
 - ・ 上記の支払い及び戦略作物助成の支払いを行った上で、財源のある場合には、当初配分の1割を目途に追加配分を実施